

おせっかいな

傍聴人の裁判解説

原発事故損害賠償・北海道訴訟

No. 16
2020年3月

2020年3月10日(火)、札幌地方裁判所は、77世帯253人の原告に対し、原発事故損害賠償・北海道訴訟の判決を言い渡しました。COVID-19(新型コロナウイルス)感染拡大を防ぐため傍聴制限があり、傍聴できたのは40名のみ。そのうち報道関係者などを除いた29名が抽選により決められました。

最初に、裁判長から判決理由の説明がありました。説明は、①裁判の概要 ②被告国の責任について ③被告東電の責任について ④損害論についての順番で伝えられ、最後に判決が言い渡されました。

■国の責任を認める

経済産業大臣が、平成14年末以降、遅くとも平成18年末ごろまでに、電気事業法40条に基づく技術基準適合命令を発して、被告東電に対し、所要の防潮堤の設置、主要建屋の水密化、非常用電源設備の高所設置のいずれかの対策を取るよう命じていれば、本件事故は避けられたと言うべきであって、これを怠ったことは、その規制権限を付与された目的、権限の性質等に照らし、その強要される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと言うべきである。したがって、経済産業大臣の権限不行使は違法であり、過失も認められる。

よって、被告国は、国家賠償法1条1項により本件事故によって原告らに生じた損害を賠償する責任を負う。(判決理由 要旨より)

裁判の争点として、「国が東電に対して安全対策を行うよう規制権限を用いて命令すべきだったかどうか」が問われ、これまで、その根拠として次の2つのことについて争われていました。

- 1) 被告国は津波の予見ができていたかどうか(予見可能性)
- 2) もし被告国が津波を予見して対策を行っていた場合、それにより今回の事故を防げたかどうか(結果回避可能性)

1) 予見可能性について、被告国はこれまで「津波評価技術※1によると長期評価※2の見解ほど高い津波が予測されていなかった。長期評価は専門家からの意見が分かっていたので採用しなかった」と、被告国の判断の正当性を主張してきました。でも、裁判長は「そもそも、長期評価は政府の専門機関がまとめたもの。原発は、万が一でも重大事故が起きないように極めて高度な安全性が要求される施設なのだから、その知見を取り込んだ対策をするべきだった」「被告東電が、平成20(2008)年4月に長期評価の見解を踏まえて行ったシュミレーションで、津波の最大高さが敷地南側でO.P.+15.707m※3になると推計(これを平成20年推計といいます)していた」という、原告の主張を全て認め、「平成14年にはO.P.+10mを超える津波が到来することを予見できていた」としました。

2) 結果回避可能性について、被告国は「たとえ予見して対策を行ったとしても、今回の事故を避けることはできなかった」との反論を続けていました。回避するための対策とは、a.防潮堤の設置 b.主要建屋の水密化 c.非常用電源設備の高所設置です。たとえば、c.非常用電源設備の高所設置については、もし高所に設置したとしても、津波によりケーブルが流されたかもしれない、非常用電源設備を格納する建屋が地震で壊れるリスクがあった、だから事故を回避できたとは限らない、と主張していました。これまで被告国は、3つの対策全てにおいて

※1 津波評価技術 ※2 長期評価については、傍聴人の裁判解説No.2に詳しく説明していますので、ご覧ください。

※3 O.P.(小名浜湾平均海面)→水位を測るときにゼロ点基準とする面は、通常使われるT.P.(東京湾平均海面 Tokyo Peil)のほかに、河川や水系ごとに定められている「特殊基準面」がある。日本ではじめて定めた基準面は、大阪港の最低潮位でO.P.と表現するが、だが、東京電力の資料をみると、O.P.(「小名浜湾平均海面」をOnahama Peil)としており、T.P.(東京湾平均海面)との差はもともと72.7cm。震災後、地盤沈下を70cmと設定したことから、現在、標高(O.P. m)= 標高(T.P. m) + 0.727m + 0.70mの計算式を設定している。

「対策しても回避できない」ことを立証する証拠を提出してきたようですが、どれも合理性を欠いており、抽象的ということで認められず、原告の主張が認められました。

ちなみに、平成 14（2002）年から平成 18（2006）年の内閣総理大臣は小泉純一郎氏と安倍晋三氏、経済産業大臣は平沼赳夫氏、中川昭一氏、二階俊博氏、甘利明氏でした。また、当時福島県知事であった佐藤栄佐久氏が辞職、収賄の容疑で逮捕されたのは、平成 18（2006）年のことでした。

■東京電力の責任

原告は、被告東電に対して、「原子力損害の賠償に関する法律」の第 3 条 1 項によって定められた賠償のほかに、民法第 709 条の適用も求めていましたが、これは認められませんでした。

原賠法第 3 条 1 項〈原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは、当該原子炉の運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によって生じたものであるときは、この限りでない〉

民法第 709 条〈不法行為による損害賠償：故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う〉

そして、被告国と被告東電の賠償責任の取り方については、この事故は、被告国が規制権限の不行使と、被告東電の津波対策の不備が相まっておきたので、連帯して賠償する責任を負うべき、としました。

■損害論

この裁判で原告が求めているのは、失われた暮らしそのものに対する賠償であり、それは、避難元がどこか、家族構成がどうか、ということで違いをつけられるものではなく、全員一律で賠償されるべき、という主張でした。判

決で賠償が認められたのは、原告 253 人のうち 89 人のみ、総額 5290 万円でした。つまり、164 人の訴えは棄却、89 人は認めたもののごく一部、ということです。

避難継続の相当性について、裁判所が示したのは以下のとおりでした。

- 1) 帰還困難区域 指示により避難を余儀なくされているので合理性がある
- 2) 旧避難指示解除準備区域 避難継続は平成 30 年 3 月 31 日まで
- 3) 旧緊急時避難準備区域 避難継続は平成 24 年 8 月 31 日まで
- 4) 自主的避難等対象区域 避難継続は平成 23 年 12 月 31 日まで
- 5) それ以外の区域 個別具体的な事情による

たしかに、北海道が発表する避難者数の推移をみると、平成 23 年 8 月をピークに減少しているように見えますが、実際は、一時避難で来た方々の帰還で避難者数が減る一方、あとから母子避難世帯に父が合流、迷いに迷った末の避難、仕事の引き継ぎや学校の節目を待ってからの避難がありました。帰る方がいた一方で避難する方もいた。数字では、そこまで見ることはできません。そういう現実をみると、3) と 4) の期間はあまりにも短い。「原発事故は防ぐことができた、事故が起きたのは被告国の責任」とする一方で避難継続を認める期間が短いのは、事故の「被害」に対する原告の主張が認められていない、もしくは、この裁判で「被害」に対する判断ができなかった、言及を避けた、ということなのか、と私は思いました。原子力緊急事態宣言は今も発令されたままです。「緊急事態宣言」とはなにか、改めて考えられます。

■そして控訴

原告団はすでに控訴を決めています。勝訴ではないからです。控訴期間は短く、3 月 24 日（火）まで。次は、札幌高等裁判所。今回の裁判は提訴から約 7 年かかりましたが、2 審はもっと短い期間で判決が出るはずです。原告が受けた「被害」が認められ、その「被害」に対する賠償が行われるために必要な証拠を提出し立証する作業がこれからも続きます。

傍聴人 金榮 知子